

「感染症の予防のための施策の実施に関する計画」 （徳島県感染症予防計画）の改定について

1 計画改定の趣旨

感染症法に基づき、国の基本指針及び本県の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、現計画を改定するもの。

2 計画期間

令和6年度から令和11年度（6か年）

※3年目で中間見直しを行う。

3 計画の骨子（主な内容）

- 感染症の発生予防やまん延防止のための施策
- 感染症に関する情報収集及び調査研究
- 医療提供、検査、患者移送に関する体制の確保
- 宿泊施設の確保や外出自粛対象者の環境整備
- 感染症に係る啓発及び人権の尊重
- 人材の養成や保健所体制の強化
- 特定病原体の取扱い
- 緊急時における施策、その他

4 スケジュール案

- | | |
|-----------|--------------|
| ・ 11月議会 | 素案報告 |
| ・ 12月～翌1月 | パブリックコメントの実施 |
| ・ 2月議会 | 最終案報告 |
| ・ 3月 | 計画策定（改定） |